【ABC 消費者情報 Vol. 176】

◎マッチングアプリ等をきっかけとする投資詐欺に注意!

「マッチングアプリ等で知り合った人から投資サイト等に誘導され契約したが、返金されない」といった相談が寄せられています。

〇相談例

- ・マッチングアプリで知り合った人に暗号資産を勧められ投資したが、返金されない仕組みになっていた。
- ・マッチングアプリで知り合った外国人から海外のFX取引を勧められた。

Oアドバイス

- ・出会い系サイトやマッチングアプリは、気軽に登録できるところが利点ですが、本人確認が難しい面があり、実体のある人物かどうか判断できません。やり取りがオンラインに限られているため、何らかのトラブルになった途端、相手と音信不通になるケースが見られます。
- ・出会い系サイトやマッチングアプリを利用するときは、事前に規約や注意事項をよく読み、もうけ話等を持ちかけてくる相手とはやり取りを行わないようにしましょう。
- ・おかしいと思ったときは消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500 (相談専用)

■消費者ホットライン

Tel:188

■警察相談専用電話

Tel: #9110

■バックナンバーはこちら

http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 電話 099-808-7512